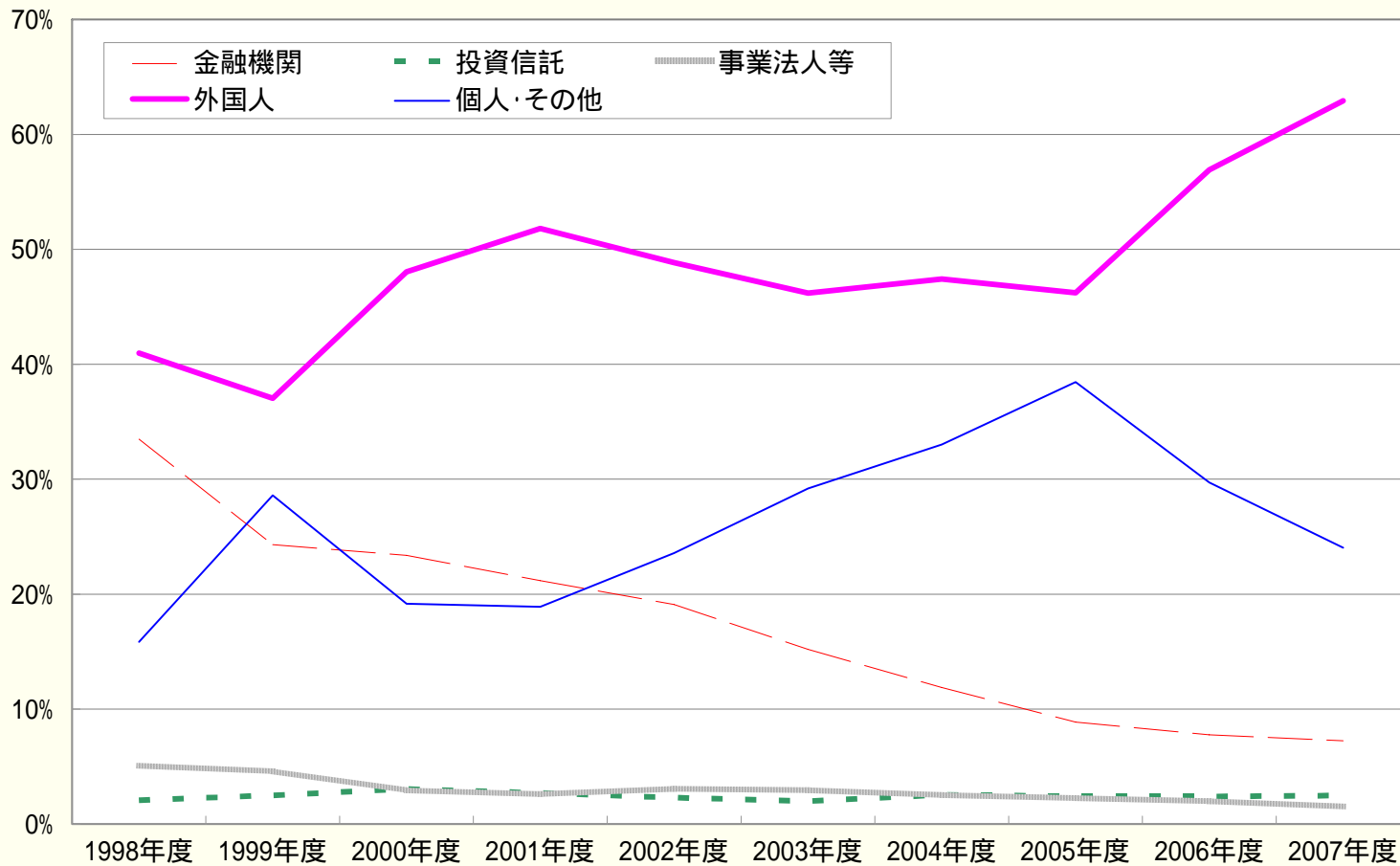


「空港インフラの規制のあり方に関する研究会」 ヒアリング資料



平成20年9月25日
株式会社東京証券取引所

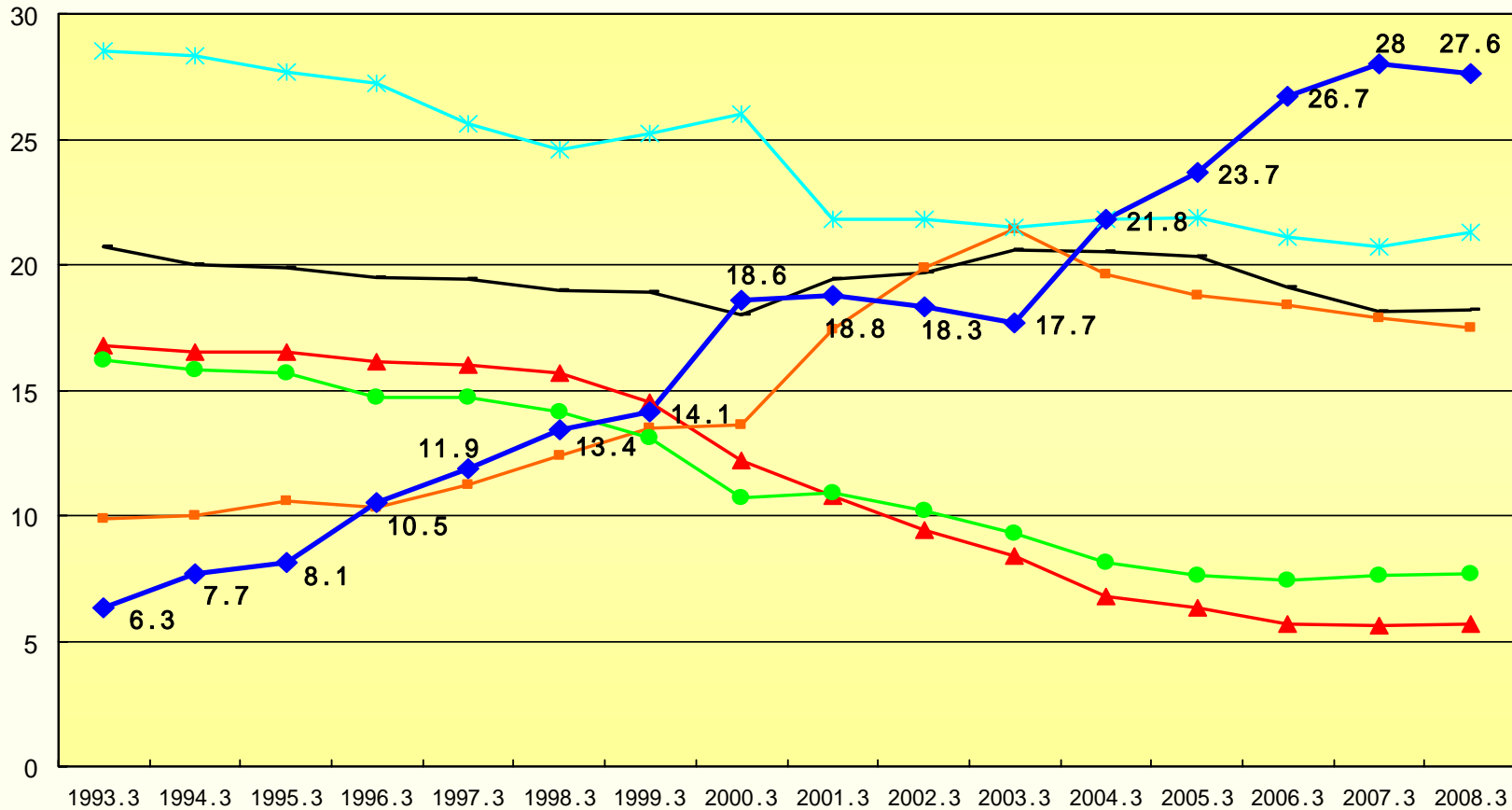
投資部門別売買状況(金額ベース(三市場一・二部等))



「投資部門別売買状況」より東京証券取引所作成

投資部門別株式保有比率(市場価格ベース)

(単位：%)



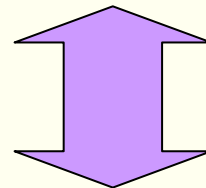
(注) 対象は外国銘柄を除く全上場銘柄 (出所) 全国証券取引所

外資規制の導入について

金融・資本取引のグローバル化が進展する中で、株式市場における外国人投資家の影響力が増大



我が国金融・資本市場を内外の市場参加者にとって開かれた安心して利用できる魅力ある市場とする必要



一般論として、外資規制の導入が導入された場合には内外の市場参加者からネガティブな反応が予想される。

買収防衛策に関する東証の考え方

- 東証「M & A をとりまく現状に関する投資家意見の概要 買収防衛策を中心に」の公表（2008年8月）
 - 本来、買収防衛策によって守られるべき権利や利益を有している株主・投資者の側からの検討が不可欠と考え、投資者の意見を聴取

投資者からはいわゆる買収防衛策の導入そのものを歓迎しない旨のコメントが多数

< 東証としての考え方 >

- ✓ 上場会社に対し、投資家が抱いている買収防衛策へのネガティブな印象を伝えていくことで、あらためて上場会社の自覚を促す
- ✓ 「投資家の保護」や「市場機能の適切な発揮」という従来からの東証の方向性に反する買収防衛策があるとすれば、市場開設者として断固たる対応をとる必要がある

買収防衛策の導入に関する上場制度

- 上場会社は、買収防衛策を導入する場合には、以下の事項を尊重しなければならない。
(尊重しない場合は勧告・公表措置あり)

開示の十分性

買収防衛策に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと

透明性

買収防衛策の発動及び廃止の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと

流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収防衛策でないこと

株主権の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収防衛策であること

拒否権付種類株式(黄金株)に関する上場制度

上場会社

- 「株主の権利内容やその行使が不当に制限されるような場合」を上場廃止事由として規定
- 例として、拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定が挙げられる。
- ただし、会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的等に照らして、株主や投資者の利益を侵害するおそれが少ないと認められる場合は対象外。

新規上場会社

- 新規上場会社の場合も、株主の権利内容やその行使が不当に制限されていないかという観点からの審査は、上場会社の場合と同様に行う。